# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認東京地方第三者委員会分

# 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

# 東京国民年金 事案 13491

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年3月まで

私は、婚姻後の昭和 51 年に夫に言われ国民年金の任意加入手続を行い、国民 年金保険料については、主に区役所の出張所で納付してきた。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 15 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く婚姻後の 国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、婚姻後の昭和 51 年に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年5月に払い出されている上、申立期間及びその前後の期間を通じて住所や夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成5年12月1日から6年3月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月1日であることが認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、当該期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月1日から6年4月1日まで

② 平成6年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した申立期間①のうち、平成5年 12 月から6年2月までの標準報酬月額が実際の給与に見合う標準報酬月額より低くなっているとともに、同年3月 31 日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成5年 12 月から6年2月までについて、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、34 万円と記録されていたところ、同年3月24日付けで5年12月に遡及して8万円に減額訂正されている上、申立人と同様の処理が、申立人を含む同社の被保険者29 人全員に対して行われている

ことが確認できる。

また、A社の元経理担当者は、当該処理が行われた当時、同社は保険料の滞納を社会保険事務所から指摘され、役員の標準報酬月額を遡って減額訂正する手続をしたことを記憶している旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた申立人に係る上記標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人について、5年12月に遡って当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年3月31日)より後の同年5月6日付けで、遡って同年3月31日と記録されている上、申立人と同様の処理が、上記標準報酬月額の遡及訂正処理の対象者全員に対して行われていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、そのうちの 27 人について、平成6年5月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、元同僚は、この間、従業員は場所も仕事も変わらず継続して勤務しており、申立人もそのうちの一人であったと供述していることから、申立人の当該期間における勤務が認められる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本から、同社は当該期間においても厚生年金 保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、申立人のB社における雇用保険の資格取得日である平成6年4月1日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

3 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社の元同僚の供述により、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、同僚の源泉徴収票及び確定申告書の控えにより、当該期間において厚生年金 保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても、申立期間②にお ける厚生年金保険料の控除が推認できる。

一方、オンライン記録では、B社は平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所ではないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は、当該期間において法人格を有していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚に係る標準報酬月額の記録から判断して、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適 用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管している「厚生年金喪失記録(メモ)」及び現在の人事担当者の供述から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年6月1日にA社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 43 年 4月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年 6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管している「厚生年金喪失記録(メモ)」及び現在の人事担当者の供述から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 43 年6月1日にA社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 43 年 4月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月27日は27万4,000円、19年7月6日は28万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月27日

② 平成19年7月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与分)等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳(賞与分)等において確認できる賞与額から、平成16年7月27日は27万4,000円、19年7月6日は28

万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人のA社における最初の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 47 年 5 月 13 日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における被保険者資格の再取得日に係る記録を昭和47年5月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、同年5月から48年10月までは13万4,000円、同年11月から49年9月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月31日から47年5月13日まで

② 昭和47年5月13日から49年10月1日まで

A社及びB社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同社には、昭和38年12月に入社してから平成10年11月末に退職するまで、申立期間も含めて継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。同僚の同社における申立期間に係る厚生年金保険の加入記録の訂正が認められているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における当初の資格喪失日は、同社に係る事業 所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 46 年12月31日より後の47年5月13日付けで、遡って46年12月31日と記録されて いることが確認できる。そして、申立人と同様に、47年5月13日付けで同社におけ る被保険者資格を46年12月31日に遡って喪失している者は、全従業員である13人 いることが確認できる。 しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間①については、本件申立てと同様に、当該期間にA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の申立てが当委員会に対し既に行われているところ、当該申立事案については、平成23年10月4日付けで、総務大臣からのあっせんが行われた結果、同年10月20日付けで、当該申立人の資格喪失日は昭和47年5月13日に訂正されており、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日も同日とされている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人に係る資格喪失日を遡って昭和46年12月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における当初の資格喪失日を当該処理日である47年5月13日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立 人に係る上記資格喪失処理前の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてB 社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B社が再度、厚生年金保険の適用事業所となった日について、当初、昭和 49 年 10 月 1 日とされていたものの、平成 23 年 10 月 20 日付けで、昭和 47 年 5 月 13 日に訂正されていることが確認できる。

そして、B社の事業主は、申立期間②においても社員の給与から厚生年金保険料を 控除していたと供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の再取得日を昭和47年5月13日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和 49 年 10 月の社会保険事務所の記録及び 48 年 11 月からの法改正により、47 年 5 月から 48 年 10 月までは 13 万 4,000 円、同年 11 月から 49 年 9 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、 B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用 の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係 る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月27日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

D社(平成 11 年にA社C工場から名称変更)からの回答、B社から提出された申立人に係る従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年3月27日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 39 年 4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、申立人に係る資格取得日について、昭和39年3月27日と届け出るべきところを、誤って同年4月1日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入員記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年4月の 社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和 44 年5月1日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入員記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年4月の 社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和 44 年5月1日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入員記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年4月の 社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和 44 年5月1日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年5月15日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社) C工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和20年7月31日)及び資格取得日(昭和20年8月10日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を130円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月31日から同年8月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務形態や業務内容が変わることはなかったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社同工場において昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月31日に資格を喪失後、同年8月10日に同社同工場において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る役員人事記録により、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の担当者は、「申立期間当時の資料は残っておらず、届出、保険料控除及び納付については不明であるが、入社時から同じように給与計算をしており、転勤していても厚生年金保険料は控除していたと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 20 年 6月の社会保険事務所(当時)の記録から、130円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保

険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者 資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記 録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及 び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行った ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含 む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと 認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和61年10月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明 としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは 認められない。

# 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と相違している。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は 18 万円と記録されているところ、厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間の標準報酬 月額は19万円とされていることが確認できる。

また、健康保険組合の適用履歴によると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、 平成15年4月14日付けで当初18万円とされていたところ、同日付けで19万円に訂正 されていることが確認できるが、これについて健康保険組合は、「当時の資料は廃棄し ているが、同日付けで訂正していることから、担当者が入力後に誤りに気付いて訂正し たか、報酬月額の数字が不鮮明だったため、事業所に確認した上で訂正したのではない か。」と述べている。

さらに、A社は、申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に 係る各種届出について、複写式の様式を使用していたと述べている。

なお、平成 15 年度個人別賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 19 万円に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(19万円)に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和61年10月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明 としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは 認められない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和61年10月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明 としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは 認められない。

# 第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年2月12日付けで行われた申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知については、同日後に新たな事実が判明したことから、当該通知によらず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を10年1月11日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月30日から10年1月11日まで

社会保険庁(当時)の記録では、A社の厚生年金保険の資格喪失日が平成9年9月30日となっているが、10年1月10日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できるものの、同社は平成9年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当該通知後に、日本年金機構から提出のあったA社に係る債権記録リストにより、申立人に係る資格喪失処理が行われた平成10年2月当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

また、申立人のA社における資格喪失日について、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成9年9月30日)より後の平成10年2月25日付けで遡って処理されていることが確認でき、また、申立人のほか10人の被保険者についても、同日付けで同様に処理されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社は申立期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしてい

たものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人に係る資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である平成10年1月11日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年8月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

#### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年7月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金基金の記録より低くなっているので、正しい記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、6万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、申立人に係る標準給与について、基金加入員資格を取得した昭和48年10月1日に6万8,000円とされている。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(6万8,000円)に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年12月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年4月5日であったと認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月頃から20年4月5日頃まで

A社で勤務していた期間のうち、同社B事業所で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同事業所には、昭和19年12月頃に同社C工場から異動したが、20年4月5日頃に軍隊に応召するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年12月頃に転勤命令によりA社C工場から同社B事業所へ異動した旨供述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳及び同社C工場に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人について、同年12月25日に「転勤」を理由として被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、当該払出簿の記載内容から、資格取得日、資格喪失日及び資格喪失理由が申立人と同一である者が、申立人以外に5人確認できる。

また、A社の事業を継承したD社は、申立人が勤務したとするA社B事業所は、当時 E市にあったD社の事業所である旨回答しているところ、A社B事業所に係る健康保険 厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、上記5人のうち4人の被保険者記録が確 認でき、いずれも同社同事業所において昭和19年12月27日に被保険者資格を取得し、 20年8月31日に喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社B事業所では、当時所属していた調度課の上司一人及び同僚 4人の姓のみを記憶しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間に当該5人と思 われる同姓の者の被保険者記録が確認できる。 これらの事実及び関連資料等から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社B事業所において勤務していたことが推認できる。

一方、上記被保険者名簿においては、「事業所新規適用年月日」、「厚生年金保険の 記号及び番号」及び「健康保険整理番号」の多くが欠落している上、「生年月日」の記 載漏れが散見され、また、資格取得日が前後している等の不自然さが認められる。

このことについて、日本年金機構は、「A社B事業所を管轄するF社会保険事務所 (当時) は、昭和 20 年\*月\*日の空襲により相当数の記録を焼失していることが確認 できることから、上記被保険者名簿についても、焼失後に復元されたものと思われ る。」旨回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないと考えられる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人と同日に転勤した上記従業員の資格取得日である昭和19年12月27日に申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社B事業所における資格喪失日については、軍隊に召集されて20年4月5日頃に兵役に就いたとする申立人の供述から、同年4月5日とすることが妥当であると判断する。

なお、昭和19年12月から20年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社 C工場における19年11月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当であ る。

#### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年10月9日まで

A社に取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低くなっている。申立期間当時の標準報酬月額は 41 万円であったので、正しい記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年10月9日)より後の平成6年4月7日付けで、遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖事項全部証明書では、申立人が同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記減額訂正処理は、A社がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成6年2月\*日よりも後に行われており、同社の破産管財人の弁護士は、破産後のいかなる手続に関しても、自身又は自身の指示の下に他の者が行うはずであり、申立人についての記憶は無く、申立人は上記減額訂正に関与していなかった旨供述していることから、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月16日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務報告書により、申立人が平成16年9月16日からA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び申立期間当時の複数の従業員から提出された給与明細書によると、A社は当月分の給与から当月の厚生年金保険料を控除していたと推認できるところ、申立人から提出された同社における最初の給与支給となる平成16年10月分の給与明細書によると、標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料が1か月分控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年10月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における資格取得日を平成16年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの 回答は無いが、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格 取得届によると、資格取得日は平成16年11月1日とされていることから、社会保険事 務所(当時)は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められ る。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、上記同年 10 月分の給与明細書では、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

また、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、平成 14 年 4 月 16 日から 16 年 10 月 1 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成 16 年 10 月から同年 12 月までを 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から迎までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②及び③は53万円、申立期間④は56万7,000円、申立期間⑤は58万7,000円、申立期間⑥及び⑦は64万1,000円、申立期間⑧は67万4,000円、申立期間⑨は65万8,000円、申立期間⑩は68万6,000円、申立期間⑪は57万3,000円、申立期間⑫は30万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月21日から20年9月21日まで

- ② 平成15年6月27日
- ③ 平成15年12月18日
- ④ 平成16年6月21日
- ⑤ 平成16年12月17日
- ⑥ 平成17年6月15日
- (7) 平成17年12月16日
- ⑧ 平成18年6月16日
- 9 平成18年12月15日
- ⑩ 平成19年7月2日
- ① 平成19年12月14日
- ① 平成20年7月9日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の

給与額に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②から⑫までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違及び申立期間②から②までの標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに見合う標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①のうち、平成16年10月から同年12月までの標準報酬月額については、 申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、 24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、 オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っていたことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち、平成9年7月から11年1月まで、同年4月から同年7月まで、同年9月から12年4月まで、同年6月から16年9月まで及び17年1月から20年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与支給明細書及びA社から提出された17年1月分から20年9月分までの賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 4 申立期間①のうち、平成11年2月、同年3月、同年8月及び12年5月の標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書を保有しておらず、A社も当該期間に係る賃金台帳を保管していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 申立期間②から⑫までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間②及び③は 53 万円、申立期間④は 56 万7,000円、申立期間⑤は 58 万7,000円、申立期間⑥及び⑦は 64 万1,000円、申立期間⑧は 67 万4,000円、申立期間⑨は 65 万8,000円、申立期間⑩は 68 万6,000円、申立期間⑪は 57 万3,000円、申立期間⑫は 30 万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、 申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚 生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該 標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年8月28日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から5年8月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は平成4年9月27日とされているところ、申立人の同社における資格喪失日について、当初、5年8月28日、申立期間の標準報酬月額について、8万円と記録されていたものが、6年3月7日付けで、4年10月の定時決定の記録が取り消された上で、資格喪失日について、同年5月31日に遡及訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、元事業主及び2名の元従業員の資格喪失日についても、当初、平成5年8月31日と記録されていたところ、6年3月7日付けで、4年10月の定時決定の記録が取り消された上で、同年5月31日に遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、元事業主からA社が社会保険から抜けるとの説明を受けたので、 国民健康保険に加入したと供述しているところ、申立人に係る国民健康保険の資格取得 日は平成5年8月28日とされており、上記遡及訂正前の申立人に係る厚生年金保険の 資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は申立期間当時に閉鎖されておらず、法人事業所であったことが確認できることから、申立期間において、同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が平成6年3月7日付けで行

った申立人に係る上記遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

### 東京国民年金 事案 13492

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年12月まで

私は、平成5年9月に来日し、先に来日していた夫に教えられたとおりに、居住していた市の市役所で外国人登録を行った。その際、国民健康保険の加入手続と同時に、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行った。その後も、住所変更手続や在留期間の更新手続とともに、保険料の免除申請手続を行った。私は、来日時点で34歳であり、申立期間の保険料を未納にした場合には年金の受給資格期間を満たせなくなるため、保険料を未納にすることはないはずである。申立期間の保険料が申請免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月に来日し、市役所で外国人登録を行った際に、国民年金 及び国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、申立人が申立期間当時居住し ていた市では、申立人の国民健康保険の資格取得日は6年4月1日であるとしてお り、申立人が国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったとする時期と相違する。 また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成7年7月から同年 9月頃までの間に払い出されていることから、当該払出時点で申立期間を申請免除 期間とする場合には、免除申請時期を遡ることとなるが、当該払出当時は、制度上、 申請日の属する月の前月より前の期間の免除申請を遡って行うことはできない。

さらに、申立人が所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳には、申立人が平成6年7月以降に居住していた住所が記載されている上、申立人は別の年金手帳を所持していたか否かの記憶が明確でなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の

# 提出も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 東京国民年金 事案 13493

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年12月まで

私は、平成4年5月に来日し、市役所で外国人登録を行った際、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行った。同年12月に転居後も、転居先の市役所で住所変更手続や保険料の免除申請手続を行った。私は、来日時点で32歳であり、申立期間の保険料を未納にした場合には年金の受給資格期間を満たせなくなるため、保険料を未納にすることはないはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が申請免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月に来日し、市役所で外国人登録を行った際に、国民年金 及び国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、申立人が申立期間始期の同年 5月から同年 12 月まで居住していた市では、申立期間における申立人の国民健康 保険の加入記録は無いと回答している。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月の時点で申立期間を申請免除期間とする場合には、免除申請時期を遡ることとなるが、当該付番当時は、制度上、申請日の属する月の前月より前の期間の免除申請を遡って行うことはできない。

さらに、申立人は、上記基礎年金番号が記載された年金手帳以外に青色とオレン ジ色の年金手帳を所持していたとしているが、申立期間当時に申立人に国民年金手 帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の妻の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる事情の説明や新たな資

料の提出も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

# 東京国民年金 事案 13494 (事案 3666 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年4月までの期間及び同年7月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から51年4月まで

② 昭和51年7月から54年6月まで

私は、20歳になり国民年金に強制加入となったため、申立期間①の国民年金保険料を、3か月ごとに3,000円を郵便局で納付していた覚えがある。また、申立期間②の保険料は郵便局で納付していたが、昭和54年8月に国外へ移転する際、夫から在外期間中は保険料を納付することはできないと聞かされ、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行った覚えがある。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、国民年金の加入手続の状況及び国民年金保険料の納付状況に関する記憶が明確でなく、保険料を納付していたとする郵便局は、当時、申立人が居住する市の保険料の収納を取り扱う指定金融機関ではなかった上、申立人が納付していたとする金額は当時の保険料額と一致しない、ii)申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年10月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない、iii)申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①については、1か月か3か月かはっきりしないのではなく、3か月ごとに保険料として3,000円を納付していたことを、申立期間②については、夫から在外期間は国民年金に加入することができないと聞いた

ので、被保険者の資格喪失の手続を行ったことをそれぞれ記憶していると説明し、 国民年金に加入していたからこそこれらの記憶があると主張しているが、これは委 員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立人は、20 歳になり国民年金に強制加入となったと主張していることから、当初申立ての際、当委員会において昭和46年3月から51年6月までの期間について、申立人が居住していたとする市に係る国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認による調査を既に行っているが、当該払出簿には、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月頃から48年1月15日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証明として、同社から給与振込のあった預金通帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社からの給与振込が確認できる預金通帳及び同社の元同僚の 供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

一方、B社の事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人のA社における勤務実態等について確認できない旨回答している。

しかし、当時のA社の支店の元店長は、給与計算処理、社会保険手続等については本 社一括で処理しており、厚生年金保険の資格取得については、入社後3か月程度の期間 経過後に加入させる決まりであった旨供述している。

また、申立人が記憶している元同僚及び元従業員に照会したところ、入社後3か月の見習期間があった旨供述している上、申立人と同じ年(昭和47年)に入社した元従業員が所持している給与明細書(昭和47年5月分から48年4月分まで)によると、入社月から3か月は厚生年金保険料の控除が無いことが確認できることから、A社においては、入社から一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、上記給与明細書及び申立人から提出された預金通帳によると、昭和 47 年 10 月分から 48 年 1 月分までの申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年9月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和28年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の状況について、57 年前のことであるため申立人の勤務状況 及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、申立人は、A社における上司及び同僚等を記憶しておらず、これらの者から、 申立人の勤務状況等を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保 険者記録を有する複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人 の同社における勤務期間を記憶している者はいなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険手帳記号番号 払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者資格取得日が一致して いることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年12月まで

② 昭和46年1月から同年12月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社が経営していたC店に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年7月1日からであり、同社は、それ以前の申立期間①において適用事業所となっていない。そして、同社の事業主は、「昭和45年頃に会社を創業して以来、平成2年7月1日に適用事業所となるまでの期間については、適用事業所ではなかったため、申立人を含めた従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、B社が経営していたC店に勤務していたと申し立 てているところ、同社の回答から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、 同社の経営するC店に勤務していたことは推認できる。 しかしながら、申立人が申立期間②当時勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。そして、同社は、「昭和45年頃に個人事業所として創業し、61年7月1日に株式会社になったが、創業以来現在に至るまで一度も厚生年金保険の適用事業所となったことはないため、申立人を含めた従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」としている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成3年11月15日と記録されており、 申立人が申立期間に同社で勤務していたことが確認できない。

また、A社の事業主に照会を行ったものの回答を得られず、同社の社会保険事務を統括していた役員等からも、資料が無いとして明確な回答を得られない。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立てを行っている妻は、A社の同僚に対する 照会を希望していないため、同僚からの供述を得ることができず、申立人の申立期間に おける勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月21日から同年10月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所を平成2年9月30日に退職したが、同事業所の誤りにより厚生年金保険の資格喪失日が同年9月21日となっている。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった在職証明書及び社員台帳により、申立人が申立期間も同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、当時の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除としており、また、厚生年金保険料率の変更時期と控除金額の状況からも翌月控除と推認できるところ、同事業所から提出された平成2年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、2年9月分給与から控除されている厚生年金保険料は、同年8月の厚生年金保険料と推認できる。また、A事業所は、「申立人が平成2年9月30日に退職したため、同年10月1日を資格喪失日とすべきところ、誤って同年9月21日を資格喪失日と届け出ており、退職月の厚生年金保険料は控除も納付もしていない。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。